

河南町建設工事町内業者指名選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河南町建設工事請負業者選定要綱（平成22年河南町告示第2号。）第3条第4項の規定に基づき、町内業者による指名競争入札における業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内業者 河南町入札参加業者資格審査要綱（（平成22年河南町告示第1号）以下「審査要綱」という。）第2条第6号に規定する者をいう。

(2) 町内本店業者 審査要綱第2条第7号に規定する者をいう。

(3) 町内支店業者 審査要綱第2条第8号に規定する者をいう。

(4) 会社役員 商業登記簿に記載されている役員のうち監査役を除いた者をいう。

(業者の選定)

第3条 指名競争入札における指名業者は、次の各号に該当するものを選定するものとする。

(1) 当該工事等級と同じ等級に格付けされている者

(2) 当該工事等級の上位の等級に格付けされている町内本店業者

(3) 当該工事等級の直近上位等級に格付けされている町内支店業者

(4) 当該工事等級の上位又は直近下位等級に格付けされている者のうち次のいずれかに該当するもの

ア 当該施工場所から直線距離で100m以内に営業所がある者。ただし、代表者、役員及び使用人の住所並びに倉庫及び置き場等については、適用しないものとする。

イ 災害復旧に関する工事で、災害時に緊急対応した者

ウ 有資格業者又はその代表者の土地の寄付がある工事における当該業者

(指名の制限等)

第4条 有資格業者が次の各号の一に該当する場合は、指名しないことができる。

(1) 職員数又は技術者数の関係で、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）を配置できない場合。なお、競争入札に付した工事における技術者等は、3ヶ月以上の雇用関係にある者とする。

(2) 営業所において、次に掲げるすべての事項が確認できない場合
ア 当該事務所に看板等によって事業所を特定する明確な表示があること。

イ 当該事務所に従業員が配置されており、営業に必要な事務機器等が設置されていること。

ウ 当該事務所の営業時間中、電話連絡がとれること。

(3) 有資格業者の責により、前2号の確認ができない場合

2 有資格業者が次の各号の一に該当する場合は、同時に指名しないものとする。

(1) 会社役員が他の会社役員を兼任している場合

(2) 個人業者の代表者が会社役員を兼任している場合

（一般競争入札の場合の措置）

第5条 第3条第1号から第3号及び第4条第1項の規定は、一般競争入札における入札参加資格に準用する。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、町内業者の選定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。（平成22年2月22日告示第15号）